

新型コロナウイルス感染症関連支援情報

令和3年度子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に臨時特別給付金を支給します。対象者は、平成15年4月2日以降に出生した児童を養育している方で、児童手当受給者と同程度の所得の方です。

※すでに本給付金を支給された方を除きます。

申請方法および支給要件などについては、市ホームページを確認ください。

☎・📍 子育て支援課(内線2513)



市ホームページ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

社会福祉協議会の総合支援資金が終了するなどにより、貸付を受けることができない世帯へ支給される支援金です。資産や収入、求職活動をするなどを要件として3カ月間支給されます。支給要件や申請方法などについては、相談ください。

支給額(月額) 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間 最大3カ月間

※一定の要件を満たす場合には、一度に限り最大3カ月間再支給を受けられます。

申請期限 3月31日(木)

☎・📍 保護課(内線2505)

住居確保給付金について

住居確保給付金は離職や減収により経済的に困窮し、住居を失った方やその恐れのある方に対し、資産や収入、求職活動をするなどを要件として支給される給付金です。支給要件や申請方法などについては、相談ください。

支給額(月額) 入居する住宅の実家賃額

※世帯収入や支給上限額により、一部支給となる場合があります。

支給期間 原則3カ月間

※一定の要件を満たす場合には、最大9カ月まで延長できます。

☎・📍 保護課(内線2505)

住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び灯油購入費等給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税(市県民税)非課税世帯などに対して臨時特別給付金および灯油購入費等給付金を支給します。

※住民税非課税世帯等臨時特別給付金と灯油購入費等給付金を併せて同時に振り込みます。

対象 ①非課税世帯：基準日(令和3年12月10日)時点で、世帯全員の令和3年度の住民税(市県民税)が非課税である世帯

②家計急変世帯：①の住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給付額 臨時特別給付金:1世帯当たり10万円

灯油購入費等給付金:1世帯当たり5千円

振込先 世帯主あて口座振り込み

確認・申請方法

①非課税世帯：対象になると思われる世帯主あてに「確認書」を1月下旬から順次送付します。必要事項を記入の上、返送してください。確認書には令和2年度に実施した特別定額給付金の口座情報(一部省略)を記載しており、今回の給付金も同じ口座に振り込みます。

②家計急変世帯：申請が必要です。申請書は2月7日(月)から市役所3階臨時特別給付金窓口、各総合支所市民福祉課および各支所の窓口で配布します。支給要件、申請方法については、給付金チラシや市ホームページを確認ください。

※配偶者などからの暴力を理由に避難している方でも受給できる場合がありますので、相談ください。

※各給付金の給付を装ったメールや電話による詐欺に注意ください。

市役所や銀行などが、通帳やキャッシュカードを受け取ったり、口座の暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません。

☎・📍 住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎0120-110-589

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

今月の休日窓口開庁のお知らせ

開庁日時 2月6日(日)・20日(日) 午前9時～午後1時

開庁場所 市役所2階市民課

取扱事務 住民票、戸籍証明書、印鑑証明書の発行、印鑑登録、住所異動届など

※税証明書、電子証明書、マイナンバーに関する手続き、マイナンバーカード(個人番号カード)・住基カードを使用した転入届、臨時運行許可(仮ナンバー)申請、原動機付自転車などの廃止・登録はできません。戸籍届書については、夜間・休日窓口を利用ください。

今月の税金

コンビニ収納・
口座振替が便利です

納期限 2月28日(月)

○固定資産税 第4期

○後期高齢者医療保険料 第8期

○介護保険料 第6期

口座振替不能者の再振替日 2月15日(火)

(1月31日納期限分)

○市県民税 第4期 ○国民健康保険税 第10期

表記の見方

☎ 申し込み 📍 問い合わせ ✉ Eメール [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1
☎0225-95-1111 FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

市報いしのまき 第282号 令和4年2月1日発行

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4024) FAX0225-23-4340

編集/制作 (株)石巻日日新聞社

古紙パルプ配合の再生紙と環境に優しい植物油インキを使用しています。再生紙としてリサイクルできます。「ざつがみ類」として分別してください。

市のホームページを
スマホでも見られます
QRコードを読み取って
簡単に接続!



※機種によってアプリが
必要な場合があります。
※通信料金が掛かります。
📍 秘書広報課(内線4024)

ごみだしアプリ



電話番号案内

市役所 ☎95-1111

雄勝総合支所 ☎57-2111

桃生総合支所 ☎76-2111

牡鹿総合支所 ☎45-2111

稲井支所 ☎95-2171

蛇田支所 ☎95-1442

河北総合支所 ☎62-2111

河南総合支所 ☎72-2111

北上総合支所 ☎67-2111

渡波支所 ☎24-0151

荻浜支所 ☎90-2111

住民基本台帳による石巻市の人口と世帯数

令和3年12月末現在	人口 138,686人 世帯数 61,933世帯
令和2年12月末現在	人口 140,824人 世帯数 61,869世帯